

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	健康増進事業の実施に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本市長

## 公表日

令和6年9月27日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等と同等)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 団体内統合宛名管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名番号と既存業務システム等の宛名情報を紐付けて管理する。</li> <li>・団体内統合宛名番号と個人番号の関連に不整合がないかのチェックを日々行い、確認リストを出力する。</li> </ul> </li> <li>2. 団体内統合宛名付番機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。</li> </ul> </li> <li>3. 中間サーバー連携機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーへの情報提供及び情報照会を行う。</li> <li>・既存業務システム等の情報照会に係る中間サーバーとのオンラインデータ連携及びオフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</li> </ul> </li> <li>4. アクセス権限管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ単位でアクセス権限を付与し、不必要な情報へのアクセス制御を行う。</li> </ul> </li> </ol>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー )
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>①符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</li> <li>③情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</li> <li>④既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>⑤情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>⑥情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</li> <li>⑦データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>⑧セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能。</li> <li>⑨職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>⑩システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
健康増進事業における各種検診ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第111項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第139の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第141条  (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第139の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第141条
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業における各種検診ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	熊本市内に住民登録し、健康増進法に基づく健康増進事業のうち、がん検診、歯周病疾患検診の受診者
その必要性	市で実施する健康増進事業の各種検診情報を適切に管理するため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定し、庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。</li> <li>・4情報(氏名、性別、生年月日、住所): 個人を特定するため。受診者名簿に記載された情報と突合するため。受診勧奨に使用するため。</li> <li>・その他住民票関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報: 検診受診記録の管理のため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 地域政策課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 各種検診実施機関 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	検診対象者に向けた個別受診勧奨の発行や、検診結果等の結果を経年的に管理するため。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 検診受診者管理 各種検診実施機関を経由して収集した検診受診者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、受診履歴・検診結果等を管理する。 2. 受診勧奨事務 住民基本台帳から対象者を抽出して、通知等を送付する。 3. 統計分析 受診・精密結果等に関して受診率・陽性率等の統計を作成する。	
情報の突合	検診票に記載された住所・氏名等の情報について、住民基本台帳等と突合し、対象者を特定する。	
⑥使用開始日	令和4年2月3日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
各種検診実施		
①委託内容	健康増進法に基づく健康増進事業のうち、がん検診、歯周病疾患検診の実施。	
②委託先における取扱者数	[ 1,000人以上 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	各種検診実施機関	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。
	⑥再委託事項	子宮頸がん検診における子宮頸部細胞診、肺がん検診における喀痰細胞診・胸部エックス線検査一次読影
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
健康管理システムの保守・運用		
①委託内容	システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、遠隔地保管情報の媒体作成、システム監視・通報等。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 九州南部公共ビジネス部	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。
	⑥再委託事項	職員からの問い合わせに対する二次受付での各種調査、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業補助、保守対応におけるシステム改修作業等に業務を限定する。
<b>委託事項3</b>		
庁内連携システム及び団体内統合宛名システムの保守		
①委託内容	システムの問い合わせに対する調査・対応、作業指示に基づくデータ修正作業等及び法改正等に伴う対応作業等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 熊本支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。
	⑥再委託事項	庁内連携システム及び団体内統合宛名システム等の保守に係る作業



<b>委託事項4</b>		団体内統合宛名システム等の運用	
①委託内容		団体内統合宛名システム等のジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、遠隔地保管情報の媒体作成、システム監視・通報等。	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満                                2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満                4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満            6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 熊本計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項11～15</b>			
<b>委託事項16～20</b>			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第139の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第141条
②提供先における用途	健康増進事業による各種検診の実施の有無を確認する
③提供する情報	健康増進事業による各種検診の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	熊本市内に住民登録し、健康増進法に基づく健康増進事業のうち、がん検診、歯周病疾患検診の受診者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	



## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### <住民記録システム連動項目>

宛名番号、世帯情報、氏名情報、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日 住民となった届出年月日、住民となった事由、住民区分(日本人、外国人)、世帯主情報、現住所情報、住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日、消除情報、外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)

### <胃がん健診>

宛名番号、個人番号、宛名番号、受診日、健診機関コード、シリアル、受診年度、受診時年齢数値(999.11)、受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、集計用年齢(999)、管轄(区役所)、校区、集計用地区コード1、集計用地区コード2(校区)、集計用地区コード3、集計計上日、受診区分、費用区分、一次撮影方法、一次判定、一次偶発症、精検受診区分、精検受診日、精検判定、精検早期がん、精検粘膜内がん、精検がん・原発性、精検偶発症、受診時国保

### <肺がん健診>

個人番号、宛名番号、受診日、健診機関コード、シリアル、受診年度、受診時年齢数値(999.11)、受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、集計用年齢(999)、管轄(区役所)、校区、集計用地区コード1、集計用地区コード2(校区)、集計用地区コード3、集計計上日、喀痰所見、容器配布、受診区分、費用区分、喀痰細胞診、一次判定、一次偶発症、精検受診区分、精検受診日、精検判定、一次胸部X線読影結果、一次喀痰細胞診結果、精検がん・原発性、精検臨床病期分類、精検偶発症、容器回収、受診時国保

### <大腸がん健診>

個人番号、宛名番号、受診日、健診機関コード、シリアル、受診年度、受診時年齢数値(999.11)、受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、集計用年齢(999)、管轄(区役所)、校区、集計用地区コード1、集計用地区コード2(校区)、集計用地区コード3、受診区分、費用区分、一次判定、精検受診区分、精検受診日、精検判定、精検早期がん、精検粘膜内がん、集計計上日、精検がん・原発性、精検偶発症、受診時国保

### <子宮がん健診>

個人番号、宛名番号、受診日、健診機関コード、シリアル、受診年度、受診時年齢数値(999.11)、受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、集計用年齢(999)、管轄(区役所)、校区、集計用地区コード1、集計用地区コード2(校区)、集計用地区コード3、集計計上日、受診区分、費用区分、頸部・体部、一次判定、一次偶発症、精検受診区分、精検受診日、精検判定、精検上皮内がん、精検微小浸潤がん、一次細胞診判定、精検がん・原発性、精検偶発症、受診時国保

### <乳がん健診>

個人番号、宛名番号、受診日、健診機関コード、シリアル、受診年度、受診時年齢数値(999.11)、受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、集計用年齢(999)、管轄(区役所)、校区、集計用地区コード1、集計用地区コード2(校区)、集計用地区コード3、集計計上日、受診区分、費用区分、一次判定、一次偶発症、精検受診区分、精検受診日、精検判定、精検早期がん、一次マンモ判定、精検がん・原発性、精検偶発症、受診時国保、一次検診方法、一次エコー判定

### <骨粗鬆症健診>

個人番号、宛名番号、受診日、健診機関コード、シリアル、受診年度、受診時年齢数値(999.11)、受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、集計用年齢(999)、管轄(区役所)、校区、集計用地区コード1、集計用地区コード2(校区)、集計用地区コード3、集計計上日、受診区分、費用区分、検査区分、骨密度、骨密度所見、音響的骨評価値、若年成人平均比較、T-スコア、判定

### <歯科健診>

個人番号、宛名番号、住民番号、受診日、健診機関コード、シリアル、受診年度、受診時年齢数値(999.11)、受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、集計用年齢(999)、管轄(区役所)、校区、集計用地区コード1、集計用地区コード2(校区)、集計用地区コード3、検診種別、委託健診、時間外、妊娠届出日、タバコ有無、歯式(右上8)、歯式(右上7)、歯式(右上6)、歯式(右上5)、歯式(右上4)、歯式(右上3)、歯式(右上2)、歯式(右上1)、歯式(左上1)、歯式(左上2)、歯式(左上3)、歯式(左上4)、歯式(左上5)、歯式(左上6)、歯式(左上7)、歯式(左上8)、歯式(右下8)、歯式(右下7)、歯式(右下6)、歯式(右下5)、歯式(右下4)、歯式(右下3)、歯式(右下2)、歯式(右下1)、歯式(左下1)、歯式(左下2)、歯式(左下3)、歯式(左下4)、歯式(左下5)、歯式(左下6)、歯式(左下7)、歯式(左下8)、健全歯数、処置歯数、△処置歯数、未処置歯数、△未処置歯数、▲歯数、歯垢、歯石、CAL、CPITN、CPI(BOP)最大値、CPI(PD)最大値、不正咬合、歯磨き回数、咀嚼意識、かかりつけ歯科医、定期健診、歯間ブラシ・フロス、口への満足、喫煙の歯周病への影響、判定、請求日、費用区分、1日での歯をみがく頻度、歯間ブラシやフロスの使用頻度、過去1年間の歯科検診の受診有無、食事は噛めているか、お茶や汁物等でむせるか、喫煙歴、喫煙開始年齢、喫煙終了年齢、喫煙期間(年)、喫煙本数(本/日)、全身の状態・糖尿病、全身の状態・関節リウマチ、全身の状態・内臓型肥満、全身の状態・狭心症・心筋梗塞・脳梗塞、全身の状態・妊娠、全身の状態・高血圧、全身の状態・その他、自分の歯や口で気になること、現在歯数、欠損処置歯数、要補綴処置歯数、補綴不要欠損歯数、歯肉出血BOP右上7または6、歯肉出血BOP右上1、歯肉出血BOP左上6または7、歯肉出血BOP右下7または6、歯肉出血BOP左下1、歯肉出血BOP左下6または7、CPI最大値(歯肉出血)、歯周ポケットPD右上7または6、歯周ポケットPD右上1、歯周ポケットPD左上6または7、歯周ポケットPD右下7または6、歯周ポケットPD左下1、歯周ポケットPD左下6または7、CPI最大値(歯周ポケット)、口腔清掃状態(CPI対象歯)、歯石の付着(CPI対象歯)、その他所見・楔状欠損、その他所見・歯列咬合不正、その他所見・顎関節、その他所見・義歯不適合、その他所見・粘膜、その他所見・その他、所見その他内容、未処置根面う蝕あり、熊本市へ検診後の予定、紹介医療機関名、所在地、名称、電話番号、歯科医師名、精密検査実施日、検査結果1、検査結果2、検査結果3、悪性腫瘍、歯肉癌、舌癌、その他、悪性腫瘍その他、良性腫瘍、繊維腫、乳頭腫、血管腫、良性腫瘍その他、その他の粘膜疾患、口内炎・アフタ、白板症、色素沈着、その他の歯肉炎、歯肉膿瘍、歯槽膿瘍、嚢胞、扁平苔癬、その他の粘膜疾患その他、歯や骨の疾患、歯や骨の疾患名称、感染症、感染症名称、全身性の疾患、全身性の疾患名称

#### <肝炎ウイルス健診>

個人番号、宛名番号、健診機関コード、受診区分、肝臓病歴、肝機能が悪いと言われた経験、肝臓病歴、肝機能が悪いと言われた時期、広範な外科的処置歴の有無、広範な外科的処置の時期、妊娠・分娩時の多量出血歴の有無、妊娠・分娩時の多量出血の時期、定期的な肝機能検査受診の有無、B型肝炎ウイルス検査の受診歴の有無、B型肝炎ウイルス検査の受診時期、B型肝炎治療歴の有無、B型肝炎治療時期、C型肝炎ウイルス検査の受診歴、C型肝炎ウイルス検査の受診時期、C型肝炎治療歴の有無、C型肝炎治療時期、B型肝炎ウイルス検査判定、C型肝炎ウイルス検査総合判定、HCV抗体検査、RNA検査、HCV抗原検査、精検受診日、精密検査受診医療機関名

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
健康増進事業における各種検診ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検診を交付する各種検診実施機関において、本人確認書類（身分証明書等）の確認を実施し、対象者以外</li> <li>の情報を入手することはない。</li> <li>・各種検診実施機関から提出された受診情報をシステムに取り込む際には、記載された氏名、住所、生年月日</li> <li>等と照合を行い、適切な情報のみをシステムへ取り込む</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。</li> <li>・団体内統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定している。</li> <li>・職員証とパスワードによる二要素認証を行っている。</li> <li>・ログイン中のIDを利用した別端末からのログインを制限している。</li> <li>・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。</li> <li>・パスワードについては、180日以内に変更することを義務付けている。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとりで同時に複数の端末にログインできないようシステム制御している。</li> <li>・自分の職員証・パスワードで他人が端末操作できないよう対策を講じている。（職員証を他の職員へ渡さない、パスワードを付箋等に記載して貼らない、他の職員に自分の職員証・パスワードでログインさせない。）</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する法律、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項</li> <li>・秘密の保持に関する事項</li> <li>・情報の適正管理に関する事項</li> <li>・個人情報収集の制限に関する事項</li> <li>・目的外の利用又は提供の禁止に関する事項</li> <li>・個人情報が記録された資料等の複写等の禁止に関する事項</li> <li>・再委託の禁止に関する事項(ただし、発注者の書面による承諾を得た場合を除く。)</li> <li>・作業場所の指定等に関する事項</li> <li>・資料等の運搬にあたっての安全確保に関する事項</li> <li>・契約終了後の資料等の返還等に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告等に関する事項</li> <li>・個人情報の取り扱い等についての検査等の実施に関する事項</li> <li>・委託契約書の遵守状況について、報告を求める規定</li> <li>・委託先に対して、実地監査、調査等を求めることができる規定</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託先と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ O ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1. 物理的対策</p> <p>&lt;執務室における措置&gt; 各種検診ファイルについては、次のルール等を設けて安全管理措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち帰りの禁止</li> <li>・鍵のついたキャビネット等への保管</li> <li>・私物等の外部記録媒体の使用禁止</li> </ul> <p>&lt;データセンターにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ</li> <li>・入退管理ICカード+生体認証による入退管理、要員所在管理システム</li> <li>・不正持込・持出防止 生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用</li> </ul> <p>2. 技術的対策</p> <p>&lt;不正プログラム対策&gt; コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは毎週(必要に応じて随時)更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p>&lt;不正アクセス対策&gt; 不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。</p>		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・職員に対しては、年に複数回庁内で行われる個人情報保護等に係る情報セキュリティに関する研修の受講を義務付けているとともに、定期的に個人情報保護関連法規について周知を行っている。</p> <p>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付けている。</p> <p>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話096-328-2059
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記入し情報公開窓口へ提出する。 請求書には、本人であることを証する身分証明書等が必要
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	熊本市健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話096-328-2145
②対応方法	問合せ受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

